

有価証券の時価情報

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	令和6年3月末					令和6年9月末				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表上 計 上 額	評価差額	うち益	うち損	取得原価 (償却原価)	貸借対照表上 計 上 額	評価差額	うち益	うち損
株 式	309	311	1	24	23	250	232	△ 17	8	26
債 券	8,515	8,349	△ 166	11	178	7,453	7,254	△ 198	5	204
国 債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地 方 債	3,010	2,908	△ 101	4	105	2,564	2,440	△ 124	1	125
社 債	5,505	5,440	△ 65	7	73	4,888	4,813	△ 74	3	78
そ の 他	2,036	1,957	△ 78	38	117	2,025	1,938	△ 87	42	129
合 計	10,862	10,618	△ 243	75	319	9,729	9,425	△ 304	56	360

(注) 貸借対照表計上額は、9月末日における市場価格等に基づいております。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	令和6年3月末					令和6年9月末				
	貸借対照表上 計 上 額	時 価	差 額	うち益	うち損	貸借対照表上 計 上 額	時 価	差 額	うち益	うち損
外国証券	200	199	0	0	0	200	200	0	0	－

(注) 時価は、9月末日における市場価格等に基づいております。

時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	令和6年3月末	令和6年9月末
	貸借対照表上計上額	貸借対照表上計上額
その他有価証券 非上場株式	10	9

地域に根をはり未来に広がる安心と信頼のネットワーク



本店 (ATM・両替機・貸金庫)
〒825-0002
福岡県田川市大字伊田3557番地8
TEL (代表) 0947-42-4040
FAX (本部) 0947-44-8885
FAX (本店) 0947-44-8858

金田支店 (ATM・両替機)
〒822-1201
福岡県田川郡福智町金田1131番地の1
TEL 0947-22-0510 (代)
FAX 0947-47-3010

西支店 (ATM・両替機)
〒826-0023
福岡県田川市上本町2番28号
TEL 0947-42-8125 (代)
FAX 0947-47-1118

行橋支店 (ATM・両替機)
〒824-0031
福岡県行橋市西宮市4丁目1番17号
TEL 0930-24-6777 (代)
FAX 0930-26-1428

香春支店 (ATM・両替機)
〒822-1403
福岡県田川郡香春町大字高野484番地4
TEL 0947-32-2413 (代)
FAX 0947-47-2030

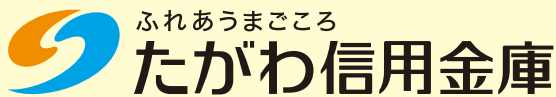
添田支店 (ATM・両替機)
〒824-0601
福岡県田川郡添田町大字庄216番地
TEL 0947-82-4141 (代)
FAX 0947-47-7010

方城支店 (ATM・両替機)
〒822-1201
福岡県田川郡福智町金田1131番地の1
TEL 0947-22-1933 (代)
FAX 0947-47-3011

東支店 (ATM・両替機)
〒825-0002
福岡県田川市大字伊田3557番地8
TEL 0947-42-6110 (代)
FAX 0947-47-1117

赤池支店 (ATM・両替機)
〒822-1101
福岡県田川郡福智町赤池968番地
TEL 0947-28-5151 (代)
FAX 0947-47-5020

店舗外現金自動設備
サンリブ田川出張所
福岡県田川市大字川宮1674番地7



ふれあうまごころ

たがわ信用金庫



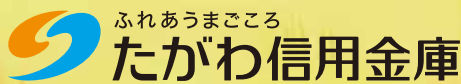
過去のディスクロージャーは
こちらのページでご覧いただけます。

ミニディスクロージャー

September 30, 2024



うまごころから
あなただけの
おぼろ月



ふれあうまごころ

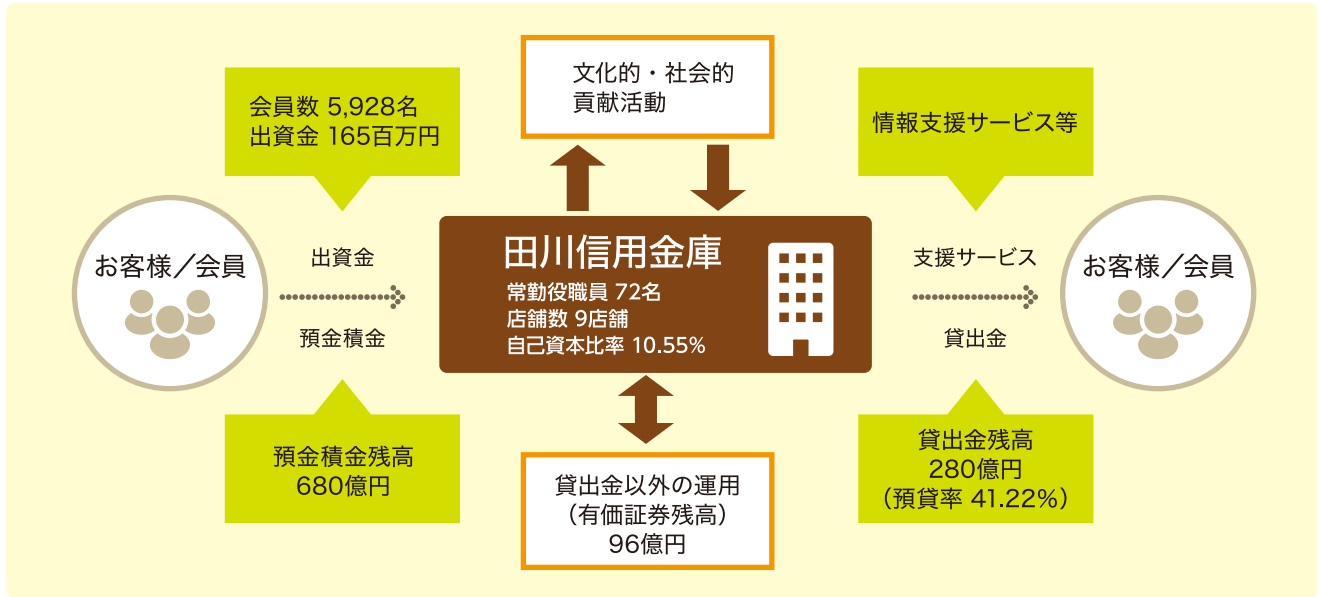
たがわ信用金庫

地域貢献ディスクロージャー

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、田川・行橋地域を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念とし運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金や積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



開示項目一覧(令和6年9月末)

損益の状況

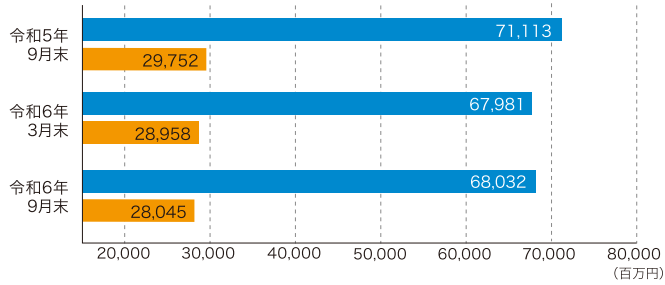
	(単位: 百万円)	
	令和6年3月末	令和6年9月末
業 務 純 益	31	40
実 質 業 務 純 益	47	40
コ ア 業 務 純 益	104	44
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	104	44
経 常 利 益	36	72
当 期 純 利 益	27	72

貸出金の内訳

業 種 区 分	令和6年3月末	令和6年9月末
製 造 業	858	807
農 業、林 業	12	15
漁 業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	1,873	1,531
電気・ガス・熱供給・水道業	41	37
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	392	331
卸売業、小売業	1,470	1,338
金融業、保険業	4,755	4,747
不動産業	4,542	4,342
物品賃貸業	10	10
学術研究、専門・技術サービス業	67	84
宿泊業	142	217
飲食業	970	888
生活関連サービス業、娯楽業	984	944
教育、学習支援業	45	43
医療・福祉	2,179	2,662
その他のサービス	2,224	1,660
小 計	20,573	19,663
地方公共団体	1,280	1,221
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,104	7,160
合 計	28,958	28,045

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預金・貸出金の状況



信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の引当状況

	令和6年3月末	令和6年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	631	615
危険債権	490	489
要 管 理 債 権	111	149
三 月 以 上 延 滞 債 権	0	28
貸 出 条 件 緩 和 債 権	110	120
正 常 債 権	27,779	26,830
合 計	29,012	28,084
不 良 債 権 比 率 (%)	4.25	4.46

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)です。

自己資本の構成に関する事項

項 目	令和6年3月	令和6年9月
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	2,892	2,962
うち、出資金及び資本剰余金の額	168	165
うち、利益剰余金の額	2,739	2,805
うち、外部流出予定額(△)	6	—
うち、上記以外に該当するものの額	△8	△7
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	21	19
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	21	19
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,914	2,982
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	0
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	2,914	2,982
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	27,275	26,680
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,583	1,583
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	28,858	28,264
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	10.09 %	10.55 %

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

	令和6年3月		令和6年9月	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ、信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	27,275	1,091	26,680	1,067
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	26,258	1,050	25,659	1,026
現 金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府機関向け	223	8	223	8
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,637	265	7,020	280
法人等向け	10,033	401	9,324	372
中小企業等向け及び個人向け	3,118	124	3,240	129
抵当権付住宅ローン	535	21	514	20
不動産取得等事業向け	458	18	426	17
三ヶ月以上延滞等	615	24	625	25
取引立未済手形	6	0	1	0
信用保証協会等による保証付	274	10	255	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出 資 等	1,105	44	1,034	41
出資等のエクスポージャー	1,105	44	1,034	41
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上 記 以 外	3,249	129	2,991	119
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	353	14	343	13
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	44	1	15	0
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	2,851	114	2,632	105
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	115	4	121	4
ルック・スルー方式	115	4	121	4
マナード方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	26	1	26	1
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ、オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,583	63	1,583	63
ハ、単体総所要自己資本額(イ+ロ)	28,858	1,154	28,264	1,130

1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%